

## 第 3 0 回 岩 手 県 環 境 審 議 会 会 議 録

日 時 平成 2 7 年 2 月 2 日 ( 月 ) 1 3 時 3 0 分 ~  
場 所 ホテルルイズ 3 階 万 葉 の 間

## 1. 開 会

○工藤環境生活企画室企画課長

それでは、ただいまから第30回岩手県環境審議会を開会いたします。

御出席いただいている委員の皆様は、委員総数28名中24名でございます。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会にあっては会議録を公表するまでの期間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしております。あらかじめご了承願います。

## 2. あいさつ

○工藤環境生活企画室企画課長

では、初めに風早環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

○風早環境生活部長

本日は皆様大変お忙しい中、また大変気温が低い中、当審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては日ごろから県の環境行政の推進にご支援、ご協力を力強くいただいておりますことを改めましてこの場をおかりしまして御礼を申し上げます。

さて、本日は来年度に策定を予定しております第2次岩手県循環型社会形成推進計画、これについてご審議いただくための特別部会の設置について御議論をいただきます。そのほか、各部会で御審議をいただいております事項を御報告いただくこととしております。

また、事務局からは東日本大震災津波による災害廃棄物の記録や、平成25年度環境基本計画の進捗状況について御報告を申し上げます。

災害廃棄物につきましては、本日柳村市長もご出席いただいておりますが、滝沢市様を初めとする内陸の市町村並びに関係各位の御協力もいただきまして、何とか昨年3月までに処理を終了することができました。この場をおかりしまして改めて厚く御礼を申し上げます。

また、環境基本計画については計画期間が平成33年に終了する見込みになってございまして、目標値の設定等について計画の中間年に当たります来年度にこれも御審議をいただく予定としておりますので、その進捗状況等についても忌憚のないご意見を頂戴したく存じてお

ります。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様には活発な御審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

#### (1) 循環型社会計画策定特別部会の設置について

○工藤環境生活企画室企画課長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により会長が議長を務めるととされており、以降の進行は大塚会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚会長 本日はお忙しい中ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岩手県の環境基本計画の基本目標に、みんなの力で次代に引き継ぐいわての「ゆたかさ」という言葉がございます。この言葉を実感させる出来事が今朝ありまして、岩手大学工学部のキャンパスの中にある私の部屋の窓の前を毎年冬になりますとハクチョウが飛んでいきます。今朝、今年初めてそれを見たのですが、これを見て改めて県都、都市の中心にありながらハクチョウが飛翔するところに住めて本当に幸せだなと思う反面、この豊かさを次の世代に引き継いでいくということも非常に大切な我々の役目だということを実感いたしました。

実は20年ほど前までは高松の池にハクチョウが来ることはございませんでした。真冬になりますと完全に氷結しまして、ハクチョウは餌もとれませんで来なかったのですが、この十五、六年ほど前から飛翔するようになりました。これは、やはり氷結しなくなったというのが地球温暖化の影響、あるいはヒートアイランド現象の影響なのかとも考えています。環境の問題というのは絶えず現在進行形で進んでおります。こういった、いろんなところに配慮しながら、環境行政あるいは環境の取り組みを進めていかななくてはならないのではないかと、いうことを改めて感じました。

御挨拶が長くなりましたけれども、本日は議事、そして部会報告等ございますけれども、委員の皆様にはどうぞ活発な御意見いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

お手元の次第見ていただきますと、まず議事1件ございますけれども、議事の1番目「循

環型社会計画策定特別部会の設置について」をお諮りいたします。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○大泉資源循環推進課総括課長

資料ナンバー1に基づきまして循環型社会計画策定特別部会の設置について御説明いたします。

まず、岩手県循環型社会形成推進計画の概要について説明させていただきたいと思いますので、先に資料1の4ページをお開き願います。現在の岩手県循環型社会形成推進計画につきましては、循環型社会形成推進基本法に基づき、本県における循環型社会の形成を推進するための基本計画として、平成23年3月に策定したものでございます。また、この計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく本県の第3次廃棄物処理計画としても位置づけられております。現在の計画は、計画期間を平成23年度から平成27年度までの5カ年間として定めておりまして、次期計画は平成28年度から平成32年度までの5カ年とする予定でございます。

それでは、1ページにお戻り願います。まず、部会の設置の目的でございますが、次期計画の計画期間を平成28年度から5年間とする予定でございまして、その新しい計画の内容をこの環境審議会で御審議していただくに当たりまして、総合的な見地から集中的に審議をしていただく必要がございまして、環境審議会条例第8条第1項の規定により循環型社会計画策定特別部会を設置しようとするものでございます。

審議いただく事項でございますが、廃棄物処理を含む循環型社会形成推進のための基本計画に関する事項としております。

また、部会の構成員についてでございますが、条例第8条第2項の規定により、審議会委員及び専門委員をもって組織しようとするものでございまして、前回、平成22年度でございますが、そのときの策定時に設置いたしました部会と同数の合計7人を想定しております。

部会の委員の構成についてでございますが、審議会委員から大学の先生など3名、また専門委員として市町村清掃協議会などの関係団体から推薦された方などを4名とし、今年度中に人選を行いまして、審議会会長から指名をしていただく予定としております。また、部会の委員が決定いたしました際には、審議会委員の皆様へ御報告をする予定としております。

今後のスケジュールについてでございますが、本日の審議会で部会を設置していただき、後日委員の指名手続を行いました上で、平成27年度に年4回程度部会を開催する予定でございます。また、次回、6月頃かと思いますが、環境審議会では現在の循環型社会形成推進計画の現状と課題について説明を行い、その後更に部会で御審議をいただきまして、その

結果を踏まえて11月頃までに計画素案を作成し、パブリックコメントを実施の上、来年2月頃の環境審議会で最終的な計画案を審議していただき、そして同年3月に次期計画として策定する予定としております。

最後に、環境審議会条例及び環境審議会運営規程の関係部分の抜粋を2ページ、また循環型社会計画策定特別部会設置要綱案を3ページに示しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○大塚会長

循環型社会計画策定特別部会の設置について説明ございましたけれども、ただいまの御説明内容につきまして御質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

○大塚会長

それでは、お諮りいたします。

議事の1、循環型社会計画策定特別部会の設置について、原案のとおり部会を設置することについて御異議なしといたしまして、原案のとおり決定いたします。どうもありがとうございました。

本日の議事はこの1件でございます。

## 4. 部 会 報 告

- (1) 大気部会
- (2) 水質部会
- (3) 自然・鳥獣部会
- (4) 温泉部会

○大塚会長

次は、次第の4の部会報告に移ります。

環境審議会条例第8条第3項の規定によりまして、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされている事項がございまして、本日はその審議結果について報告をいただくものです。

まず最初に、大気部会報告を丹野部会長さんからお願いいたします。

○丹野大気部会長

大気部会の報告をさせていただきます。平成27年1月26日に大気部会を開催しまして、大

気汚染防止法に基づく平成27年度測定計画、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく平成27年度ダイオキシン類調査測定計画、都市計画法に基づく騒音に係る環境基準を当てはめる地域及び騒音、振動及び悪臭の規制地域の変更について審議を行いました。これらの審議結果について報告いたします。

最初に、資料2-1の平成27年度大気汚染調査測定計画についてですが、大気汚染防止法に基づく環境大気常時監視については、盛岡市実施分の2地点を含め県内11市1町の15地点で、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、一酸化炭素の7項目について測定することとしております。また、有害大気常時監視については盛岡市実施分の1地点を含めて県内8地点において、ベンゼンなど計22物質を測定する計画となっております。今回の計画内容は適正なものであり、事務局案のとおりとすることとして議決いたしました。

続きまして、資料2-2になりますが、平成27年度ダイオキシン類調査測定計画についてですが、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく一般環境の大気について、盛岡市実施分の1地点を含めて県内6地点において、一般環境で5地点、沿道で1地点測定する計画となっております。また、発生源周辺の大気については盛岡市での実施分を含めて4地点で測定する計画となっております。今回の計画内容は適正なものであり、事務局案のとおりとすることとして議決いたしました。

最後に、資料2-3でございますが、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の変更についてですが、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準を当てはめる地域について県知事が指定しているものです。また、騒音、振動及び悪臭規制地域は特定の施設や事業所、または建設作業から発生する騒音、振動及び悪臭を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を県知事が指定しているものです。これらの地域の指定は、原則として都市計画法の用途地域に準拠して行っております。都市計画法の用途地域は、住居、商業及び工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として指定されているものであり、生活環境の保全という見地から行われる騒音等の規制地域の指定と一致することが適当であるということから、これらに準拠して行っているものです。今回の変更内容は、矢巾町及び大槌町において都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が変更されたことに伴い、これに準拠して規制地域の変更を行うものであり、変更が適当であるとして、事務局案のとおり変更を指定することとして議決いたしました。

以上でございます。

## ○大塚会長

ただいまの大気部会報告につきまして御質問などございますでしょうか。特にございませんでしょうか。それでは、ただいまの大気部会報告は了承したということで、次に進ませていただきます。

次は水質部会報告を千葉部会長さんからお願いいたします。

## ○千葉水質部会長

お手元の資料のほうは資料のナンバー3と、それから3-1、2、3、4になります。

平成26年12月2日付で、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則に定める基準値の改正について、書面によりまして審議を行いました。また、平成27年1月23日に水質部会を開催いたしまして、水質汚濁防止法に基づく平成27年度公共用水域及び地下水質測定計画並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく平成27年度ダイオキシン類調査測定計画について審議を行いました。この部会は全員の出席でございました。本日は、部会でのこれらの審議結果についてご報告をいたします。

資料としては、まず資料ナンバー3になります。それから、次に資料ナンバー3-1のほうですが、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則に定める基準値の改正についてでございますけれども、部会で審議しました結果、その結果が適当であるとして、事務局案のとおりとすることとして議決をしております。

次に、資料ナンバー3-2ですが、平成27年度公共用水域測定計画についてでございます。こちらその内容について適当であるとしまして、事務局案のとおりとすることとして議決をいたしました。これによりまして、来年度の公共用水域の測定計画は盛岡市の計画を含めまして、県内で151水域の250地点におきまして、延べ2,587回の測定を行う内容となっております。

次に、資料ナンバーの3-3、平成27年度地下水質測定計画についてです。こちらその内容が適当であるとしまして、事務局案のとおりとすることとして議決をしております。概況調査におきましては、72の井戸において2,031項目の測定を、それから継続監視調査では106井戸において419項目の測定を行いますとともに、新たな汚染が発見された場合には汚染井戸周辺地域調査を行って、周辺の汚染の現状も捉えるような内容となっております。

それから、最後に資料ナンバーの3-4の平成27年度ダイオキシン類調査測定計画についてですが、その内容は適当であるとしまして、こちら事務局案のとおりとすることとして議決いたしました。平成23年度から28年度にかけて県内を一巡するローリング式で測定を計画しておりまして、平成27年度には盛岡市及び国土交通省の計画を含めまして、県内の

公共用水域38地点、地下水7地点、以上43地点の測定を計画しております。

以上、水質部会の御報告を終わります。

○大塚会長

ただいまの水質部会報告につきましてご質問等ございますでしょうか。

○渋谷委員

規制値についてはよくわからないのですけれども、生活環境保全のカドミウムとか排出基準とか、かなり厳しくなっていると思うのですけれども、この改正によって現在の水質の状況を当てはめたときにクリアできないところが出てくるのか、細かいことはいいのですけれども、概要で結構なのですけれども、どんな状況になりそうかということで教えていただきたい。

○松本環境保全課総括課長

環境保全課総括課長の松本でございます。ただいまのご質問は、資料ナンバー3-1の基準改正の件と承ってよろしいでしょうか。

○渋谷委員

はい

○松本環境保全課総括課長

結論から言いますと、ほとんど影響ございません。1つは、もともとかなり厳しい条件の中でやっているというところもあります。(2)の1, 1-ジクロロエチレンについては改正案の方が緩くなっているというようなこともございます。県の条例で横出しをしながらやっているということもございまして、基本的には問題はないということでございます。

○渋谷委員

ありがとうございました。

○大塚会長

ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○大塚会長

それでは、ただいまの水質部会報告は了承ということで、次に進ませていただきます。

次は自然・鳥獣部会報告を青井部会長様からお願いいたします。

○青井自然・鳥獣部会長 自然・鳥獣部会長の青井です。自然・鳥獣部会報告事項は1件でございます。

資料ナンバー4を御覧ください。自然・鳥獣部会では、鳥獣保護区特別保護地区の指定につきまして、平成26年10月24日付諮問され、審議をいたしました。これは、鳥獣の保護及び



狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく指定に当たり、自然環境保全法の規定により置かれる審議会で、その他の合議制の機関においても意見を聞くこととされており、部会の意見を求められたものでございます。お手元の資料ナンバー4の花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区の指定につきまして諮問があり、審議の結果、原案を適当と認める旨の答申を行いました。なお、面積等の詳細につきましては配付資料を御覧願います。

以上、自然・鳥獣部会の報告を終わります。

○大塚会長

ただいまの自然・鳥獣部会報告の内容につきましてご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、自然・鳥獣部会報告を了承したということで、次に進ませていただきます。

4番目は温泉部会報告を越谷部会長様からお願いいたします。

○越谷温泉部会長

温泉部会長を務めております越谷でございます。それでは、温泉部会の結果について報告させていただきます。

資料のナンバー5を御覧ください。温泉部会では、温泉に関する事項の審議を行うこととなっております。今回ご報告いたしますのは、平成26年8月5日の審議結果についてであります。温泉掘削許可申請案件、2件ございますが、医療法人真彰会理事長、坂本文明、整理番号1-1及び横手清美、整理番号1-4について諮問があり、その内容を検討したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。なお、整理番号1-1については住宅地における掘削であることから、施工に当たっては騒音対策を十分に行い、夜間等には掘削を行わないなど周辺住民の生活に配慮することを附帯意見としております。

温泉部会からの報告は以上でございます。

○大塚会長

ただいまの温泉部会報告につきまして御質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、温泉部会からの報告も了承ということで、以上4件の部会報告を終わらせていただきます。

## 5. そ の 他

- (1) 平成25年度環境基本計画の進捗状況について
- (2) 東日本大震災津波で発生した災害廃棄物処理の記録等について

### (3) その他

#### ○大塚会長

それでは、次第の5、その他に移ります。ここでは事務局からの諸般の報告、説明などがございます。

それでは、(1)の平成25年度環境基本計画の進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

#### ○工藤環境生活企画室企画課長

資料のナンバー6—1、平成25年度の環境基本計画の主要施策の実施状況及び数値目標の達成状況についてという資料がございます。皆様ご案内のとおり、この資料につきましては昨年6月11日の第29回環境審議会において御報告しております。その時点では速報値という形で報告をいたしておりましたが、今回統計資料等が整ったこともありまして、最新データに更新させていただいております。

主に更新になった部分を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。まず、1ページでございます。表の中に施策の方向として1から7までございまして、到達度ということで、標準到達レベル以上、合計欄42となっておりますが、前は39でございましたので、3項目増えたということになります。標準到達レベル未満、38と書いてございましたが、これが6月の時点では32でしたので、6項目増えたということでございます。未確定等については7ございます。昨年の段階では14ございましたので、幾らか統計が進んできたという御理解いただければと思います。

めくっていただきまして、実施状況、文章で書いている部分については一切変更ございませんで、表の中が若干変更になっております。3ページの表の中のナンバー12、13、15、17のところの現状値が若干更新されているということございまして、例えば12番ですと6月の時点で22.5回となっていたものが22.9、そして13番ですと29,141千であったものが29,627千という形で数字が確定してきているというものでございます。

細かい数字を言ってもしょうがないと思っておりますので、前回未確定であったもので今回数字が確定したものを中心にお話をさしあげたいと思っております。4ページをおめくりください。ナンバー19、間伐実施面積、これ単位がヘクタールになっておりますが、前回報告の未確定とされていたものがございます。現状地7,116ヘクタールということで、平成27年度の目標値11,000ヘクタールに対しての進捗率としては64.7ということで、こちらは目指していた標準到達レベルまでには到達しなかったため、黒星がついているということでございます。

同様に、指標が確定しましたものでございますが、9ページをご覧ください。9ページの下の方の表で、ナンバー53から55が確定しております。BOD、排水基準達成率、地下水の環境基準達成率というものでございますが、98.2、100あるいは92.6という形で、標準到達レベルに達したか達していないかということでいくと、2勝1敗という形になります。

続きまして10ページ、次のページになりますけれども、ナンバー59、土壌の環境基準達成率、こちらも100%を目指していながら95.6%になったということで、到達度としては標準到達レベルには達しなかったというものでございます。

それから、実はナンバー61につきましては前回の資料では100%であったのですが、精査の結果98ということになりまして、白星が黒星に変わったというようなものもございます。

それから、14ページでございます。ナンバー85、間伐実施面積、これは先ほどのナンバー19の再掲でございますので、省略いたします。

それから、ナンバー89と90、こちらグリーンツーリズム交流人口、これが450万人ということで確定しておりますが、こちらについては標準到達レベルを判断しない指標と設定されております。目標値を設定しないということにされております。

それから、その次の90番、体験型教育旅行受け入れ学校数、こちらにつきましては246校ということで、目標値360に対して標準到達レベルにはちょっと達しなかったということで黒星となっております。

指標の関係は以上でございますが、15ページに参考欄ですが、岩手県環境関連事業の内容（決算）となっているかと思えます。前回までは予算の状況を提示しておりましたけれども、実施状況でございますので、むしろ決算の額のほうが適切ということで、決算額あるいは決算を通った事業数をもって掲載させていただいております。資料のナンバー6—2につきましても、タイトルは環境保全関連予算となっておりますが、一番右側のほうを見ていただくと、平成25年度、平成24年度の決算額という形で取りまとめさせていただいております。

今回の追加の報告事項については以上のとおりでございます。

○大塚会長

ただいま平成25年度の環境基本計画進捗状況について説明ございましたけれども、内容につきましてご質問等ございますでしょうか。

○篠木委員

いただいた資料6—1の一番初めの表のところについてお伺いしたいのですけれども、未確定となっているところは、これは少し時間がたてば確定するようなところなのか、それとも現年度が基準年になっているとか等々、そのあたり詳しい内容について教えていただけま

すでしょうか。

○工藤環境生活企画室企画課長

基本的には時間がたてば確定するという指標でございます。ただ、ところどころ統計資料の元データが公表されなくなってしまったとか、あるいは統計のとり方が変わってしまったというようなものがありまして、それは県が持っているデータだけではなくて、いろんなところのデータを使っているものですから、それでなかなか確定値がとれないということで難儀しているものもございます。それがたしか1項目か2項目あったはずでございますけれども、それ以外につきましてはちょっと待っていただければ確定するというふうに理解しております。

○篠木委員

ありがとうございます。

○由井委員

4ページの上の19番、先ほどご説明がありましたけれども、間伐実施面積、今年1月ごろに緑の県民税の取りまとめとか、今後どうするかという委員会があったと新聞に載っていたのですけれども、そこに間伐未実施面積がまだ1万ヘクタールあると新聞には載っていません。きょうは農林関係の課長さんがおられないのでわからないのかもしれないのですけれども、ここは事実確認をしてほしいと思うのですけれども。

○工藤環境生活企画室企画課長

私どもの部では詳細まで承知しておりませんでしたので、次回までに確認して御報告もうしあげたいと思います。

○由井委員

ページ7、ナンバー37にイヌワシの繁殖率が載っております。平成25年が18.8%で、岩手の約30つがいほどイヌワシがおりまして、18.8ということは6、7つがいと25年度にはイヌワシのひなが育ったということなのですけれども、これは25年度ですけれども、26年度は来年に出てくると思いますけれども、もう既にこれ新聞に載っていましたが、非常に繁殖成績が悪かったです。2ひなしか出ないので、単純に言えば6.6%になります。ただ、非常に年度変化がありますので、一喜一憂することは私はないのですけれども、昨年、26年度の繁殖失敗の原因は、私、環境省との関係で調べておりますのでわかっているのですけれども、春先、ちょうど去年の今ごろ、豪雪と、それから強風で、卵を抱いた巣ごと、ひなや卵が全部落ちたり雪に埋まったりしたものです。その原因はまだ分析はしていませんけれども、恐らく新聞にもよく載っていますけれども、地球温暖化が進めば暴風雪が多くなるとい

う、それに符合していると思うのです。

では、県でどうするかというとなかなかすぐには対応できないのですけれども、中にいろいろ自然エネルギーの活用というのがありますので、鳥が当たらない例えば風力であればこれを推進する必要があると思っております。そのときに、去年の12月にフォーラムをうちの会でやったのですけれども、高橋課長さんに来ていただいて、その際、その前後に県のほうで風力適地に係る構想をつくるというお話を伺ったのですけれども、いつごろ出るとか計画中とかおわかりでしょうか。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

風力発電導入構想づくりをただいま進めさせていただいております。この中で色々な条件を加味して、有望な候補地域を何地域か出したいと考えております。現在調査を実施しており、3月末までに取りまとめをする予定で形で今作業を進めております。今は調査の途上というところがございます。

○由井委員

わかりました。

風力関係でもう一つですけれども、前に環境アセスの委員会のほうでもお聞きしましたけれども、風車を建設するとき、風車というのは最近では80メートルとか100メートルくらいと高さが高いのです。岩手県の景観条例というのは、八幡平付近が特別地区になっていて、それ以外は普通地域か何かで、それでも高さ13メートル以上の建築物は届け出が必要であるというふうに書いてあります。風車は全部それより高いです。その場合、どんな地域でも景観条例の届け出をしなければいけないかどうかというのは、もしわかりましたら今お答えいただきたいし、担当課長さんおられなかったら後で教えてください。

○工藤環境生活企画室企画課長

この点についてはすぐ回答できないようでございますので、調べて御回答申し上げたいと思います。

○浜津委員

3ページのペレットの利用量、チップの利用量、ここでかなりの伸びを示しているようで、目標値は結構高い数値だと思います。それで到達度は非常に高いと。これの中に、もしかして発電用のペレットやチップが入っているのかというのが、研究会の内部でもどうなのだろうという話が出ていまして、それはどういう状態でしょうか。

○工藤環境生活企画室企画課長

こちらの統計は農林水産部のほうからいただいているものでございますけれども、農林水

産部からの情報ですと発電用のチップも含めているというふうに聞いております。むしろ発電用のチップが若干不足気味という話も聞いております。

○浜津委員

研究会としては発電のみに木質燃料を使うというのは非常に無駄が多くて、環境としても、それから循環型社会をつくる上でも余りよろしいことではないのではないかという意見が大勢を占めていまして、その場合にこのチップとか、ペレットも若干ウッディかわいなんかで使っているらしいのですけれども、そこに含めて、それでこんなに使っているよと、地球温暖化を抑制する・CO<sub>2</sub>を排出しない・カーボンニュートラルの木質燃料だよ、というのは若干の問題があるのではないかと、そういう意見になっておりますが、その辺いかがでしょうか。

○工藤環境生活企画室企画課長

そういった御意見について、まだ私のほうでは承知しておりませんでしたので、農林水産部のほうと情報共有させていただきたいと思っております。

○浜津委員

お願いします。

○生田委員

お伺いをしたいと思います。再生可能エネルギーの導入促進のところなのですが、防災拠点等の再生可能エネルギー導入は今の進捗状況といたしますか、進んでいるのでしょうか。ちょっとその辺を教えてくださいたいと思っております。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

防災拠点への再生可能エネルギー設備は、太陽光発電と蓄電池がセットとなるパターンで主に導入が進められています。この事業については、国の補助金を活用して平成24年度に基金を設置して事業実施しているところです。平成24・25年度は、合計で160施設に導入が進められております。今年度につきましても、鋭意市町村の公共施設を中心にして導入を進めているという状況でございます。

○生田委員

防災拠点というのは県内全部を考えておいでですか。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

県内の防災拠点が幾つあるかということでございますけれども、27年度までの整備計画とすれば約450施設への導入を計画しています。この450施設というのは、県内の避難所とか防災拠点と言われるような施設等のうち大体二十数%くらいの割合になるかと思っております。

ます。

○吉田基委員

今の再生可能エネルギーのお話でちょっと関連しまして、うちでも屋根に太陽光パネルを設置したのですが、最近の新聞報道などによりますと、もう買い取りはちょっと待ってくださいという電気事業者が出ているという中で、やはり昼間発電した電気を用水ダムか何かで蓄えておくというような施策を打っておかないと、いずれまたストップになってしまうのではないかなど、これ以上エコエネルギーを買い取らせませんということになるのではないかなどという心配がありますので、県としてエコエネルギーを普及させるための電気事業者に対するバックアップをやっていくのかお伺いしたいと思います。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

再生可能エネルギーの導入につきましては、固定価格買い取り制度の見直し等が行われて、新規の受け付け分から太陽光については500キロワット未満、いわゆる住宅用太陽光発電も含めて出力抑制の対象になったところです。ただし、この見直しに当たっては、極力、住宅太陽光発電には出力抑制の影響がないような形で取り進めると承知しております。連携可能量の拡大が、今後の再生可能エネルギーの導入に対して非常に大きな課題だろうと思っていますので、国に対し連系可能量の拡大に向けた送電網の拡充等について、これまでと同様、今後も引き続き要望をしていきたいと考えております。

○大塚会長

それでは、私のほうから1点お伺いいたします。ただいま説明されました中の目標値というのが一応目標年次が平成27年度ということで設定されております。これは現在の環境基本計画が平成23年度から32年度の10カ年の計画期間ということで、前半の5年間ということで、今度4月から27年度、前半の最終年に入りますので、中間評価という形でこの目標値の達成に向けて、先ほど白星、黒星というような説明ございましたが、例えば黒のついているものについては何か積極的に施策を打たれるというようなものが具体的にあったら教えていただきたいのが1点。

それから、中間評価ということで、今後32年度に向けた新たな目標値の設定をしていくということになると思いますけれども、例えば白星のものについてはさらなる高い目標値を設定していくとか、あるいは黒星についてはちょっと見直して、到達するようなどころにしていくとか、具体的にどういった形で次の目標値の設定ということを考えておられるか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○工藤環境生活企画室企画課長

まず、黒星となっているものでございますけれども、12ページ、例えばの話でございますが、76番の水生生物調査参加率というものがございます。こちらは子供たちのうちの8%まで水生生物調査に参加させていこうという指標でございまして、現段階ではまだ7%ということでございます。実はこれは全国的に見ますと非常に高い参加率でございまして、これをさらに伸ばしていくというのはなかなか困難ではございますけれども、やはり学校の御協力をいただかなければならない。これ以外にも例えば74番の地球温暖化を防ごう隊実施学校数なんかもそうなのでございますけれども、教育現場に対するアプローチを強く進めていけばもう少し数字が上がっていくのではないかと、そういう形の活動の考え方みたいなものを進めていくというものが一つの改善策として考えられるかと思っております。

そして、これは毎年毎年検証は進めているので、今回26年度の成果というものをこれから調べさせていただきます。それを6月の審議会の方に速報値という形でご報告させていただくと思っておりますけれども、そのようにして27年度までの検証をしていますと、時期がおくれてしまいますので、平成27年度以降の目標値といったものを再設定していくということを考えております。その際には現在の目標値がこれでいいのか、国の色々な動きもあり、例えば地球温暖化の問題も色々な動きが出てきておりますので、そういった動きと整合がとれているのかどうかといった部分を検証いたしまして、改めて目標値を再設定させていただきたいと考えております。

場合によっては、今の環境学習の部分などについては少し重点的に見直しを進めるということもあり得るのではないかとという形で、それは今度の6月以降に改めて環境審議会の皆様に御相談させていただきたいと考えております。

○大塚会長

ありがとうございました。

○渋谷委員

この指標とは少し離れてしまうかもしれないが、先ほどの再生可能エネルギーの蓄えるという話もあるが、この計画にない話として、水素社会の構築というのが新しく、昨年トヨタがMIRAIという車も出して、今年も他の会社で出すという計画になっています。再生可能エネルギーで出した電気で水素を貯めてくるというような形でのやり方もこれから、かなり先の話になるかもしれませんが、東京都では東京オリンピックのときに水素エネルギーのステーションをたくさんつけるとか、そういった動きが出てきているのですけれども、未来に向けた環境行政として、岩手県として水素社会に向けて今検討されているのであれば、その状況をお聞かせいただきたい。



○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

いわばCO<sub>2</sub>を排出しない究極のエコエネルギーということで、燃料電池自動車について非常に私どもも注目しておりました。いずれこの燃料電池自動車、あるいはこれまでも普及に努めておりますエネファームなどの燃料電池、コージェネレーションということになりますけれども、新たなエネルギーの民生利用の部分がかなり期待できるようになってきたと思っておりますので、この辺については今後十分な情報収集をしながら調査研究をしていきたいと思っております。

○大塚会長

今ちょっと出た話題ですけれども、水素燃料電池車、岩手県で持ちたいと思っても水素ステーションが全くないということで、現実的ではないのですが、こういったものが急速に進むと、例えば岩手県でも県としてそういったインフラ整備とかという方向性が出てくると、もしかしたら32年度までの目標に新たにそういったことも加わることも可能性としてはあると考えていいのでしょうか。

○工藤環境生活企画室企画課長

まだ今の段階でどうこうということは、確定的なことは言えないとは感じております。どれだけそういった水素エネルギーですとか燃料電池車というものが普及してくるのかといったものをパイロット的に計画目標として入れるというよりは、ある程度普及し始めた段階で入れ込んでいったほうがより現実的なのではないかなとは思っております。それが向こう5年見越してどうなのだというのは、大変申しわけないですけれども、私今の段階では何とも申し上げられないと思います。

○大塚会長

多分27年度の見直しの段階ではですが、32年度位になるというような形に変わっている可能性もありますが、その辺は状況を見ながらということになるかと思います。

そのほか、委員の皆様からよろしいでしょうか。それでは、ただいまの事項につきましては以上とさせていただきます。

それでは、その他の2番目ですけれども、東日本大震災津波で発生した災害廃棄物処理の記録等について説明をお願いいたします。

○佐々木廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長

ただいま御紹介いただきました東日本大震災津波で発生した災害廃棄物処理の記録等について、資料ナンバー7を用いて御説明させていただきます。

まず災害廃棄物処理の状況につきましては、前回の審議会において御報告したところでは

ございますが、本年度行っていた事業、取組が終了いたしました。そこで、今後も起こり得る巨大災害等への備えといたしまして、私たちの取組みから得られた知見とか提言などについて広く情報発信していきたいと考えております。これが重要だと考えております。

そこで、今月末をめどに記録誌を冊子にまとめ、また県のホームページで公表する予定でおります。委員の皆様にはこの冊子、記録誌ができた時点で送付させていただきたいと考えております。

本日は、お手元の資料ナンバー7の記録誌の概要版を用いまして、災害廃棄物処理の記録や提言などについて御報告したいと思います。

では、資料ナンバー7を御覧ください。まず、1番目に岩手県の処理の特徴と書かれています。隣に黒いかぎ括弧で章ナンバーが付されているところがございますが、これが記録誌の章ナンバーと合っておりますので、後日送付致します記録誌と合せながら御覧いただければと思います。また、記録誌の冒頭には本日の配布資料と同じ概要版がついております。

1つ目の丸のところでございますが、本日御出席いただいております滝沢市さんを初めとしまして県内内陸市町村の施設や県外自治体での処理、そして応援職員の派遣、国の調整など、各方面から多大な御協力をいただきまして、災害廃棄物の処理を3年間で終了できました。

3つ目の丸のところでございますが、平成26年3月末時点で災害廃棄物の処理を基本的に終了しました。この災害廃棄物というのは、道路や住宅の周り、公共施設の周りに散乱し私たちが生活していく中で支障のあるものを撤去していったということでございます。平成26年4月以降におきましては、これらの災害廃棄物を処理した設備の解体、撤去を行うとともに、復旧事業の前倒しとしまして、海底から津波によって市内にまき散らされた土砂に廃棄物がまざっているというようなものを津波堆積土と我々呼んでいますが、この津波堆積土の処理、特に農地に堆積したもの、これも一緒に災害廃棄物処理の設備を利用して行ったということがございます。

この資料7の5ページ目を御覧いただきますと、図表があって各処理施設が書いていますが、横にさせていただくと、右下に4番として復興資材化と書かれております。この復興資材化と書いてある隣のところに陸前高田市の土壌分級設備の写真がございます。この設備では、津波堆積土を土と廃棄物に分ける作業をしてございましたけれども、あわせて陸前高田市の農地に堆積した津波堆積土の処理も行ったところなんです。これも引き続き今年度行ったため処理量が増えたということです。ただ、この設備も既に解体、撤去済みで、処理が終了しております。

こうした事業を行いました結果、最終的に本県の災害廃棄物の処理量は618万トンになりました。1 ページ目にお戻りください。618万トンに災害廃棄物の量が確定したということです。

次に、2 番のどのような災害廃棄物を処理したかというところでございますが、災害廃棄物の全体量における85%が不燃系廃棄物、いわゆる燃えないごみ、燃やせないごみでございます。これらの災害廃棄物につきまして、下に2つありますが、下側のグラフのとおり、グレーのところでございますが、88%に当たる545万トンを復興工事の資材として利用したり、セメントの原料や燃料として用いる、いわゆるセメント資源化として処理を行ったりしたということでございます。

次に、4 ページ目を御覧ください。このように災害廃棄物を処理しましたが、それを通じて得た教訓などを今後起こり得る巨大災害のときに生かしていく必要がありますので、国、特に災害廃棄物を所管する環境省ですとか他県の自治体などに提言をしていきたいと考えています。その幾つかをここに掲げておりますので、まとめて御紹介します。

この度の災害廃棄物処理におきましても、国、県、市町村などの連携のもと処理ができたと考えておりますが、今回の災害の発災時には本県にはそういう大規模災害に対応する備えがありませんでした。特に災害廃棄物の処理業務についてかなり混乱を来した状況でございます。

そこで、こうした大規模災害の際にも速やかに関係機関が協力して処理が行えるよう、国にリーダーシップをとっていただいて、発災当初から国、県、市町村などが相互に連携して、それぞれの責任を果たせるような体制整備を図る必要があると考えています。

そこで、国においてはそのような制度整備をしていただくということ、そして地方自治体、本県のほか各都道府県、巨大災害が起こり得ると言われている地方自治体におきましては、その地域で巨大災害が生じたときの初動対応も含めまして、計画ですとか対応の手順ですとか、そういったものを整備する必要があると考えております。

また、最終処分場における埋立容量というのはどちらの都道府県でも少ないという状況にありますので、こういう巨大災害の発生時におきましてもリサイクルが可能なように、国におきましてはその技術開発だとか、リサイクル製品についての安全基準をつくるなどの制度整備が必要と考えています。

本県といたしましては、来月開催される国連防災世界会議など、さまざまな機会を捉えまして情報発信を行って、国や地方自治体、ひいては世界に向けまして、本県が経験し、今後の備えとして必要なことを提言あるいは報告していきたいと考えております。

○大塚会長

ただいまの災害廃棄物処理の記録に関する説明につきましてご質問等ございますでしょうか。

○篠木委員

ご説明ありがとうございます。私が参加しております別の会議でも時々この災害廃棄物処理の話の話を伺う機会がありまして、そこで参加している皆さんが非常に興味を持っているにもかかわらず、なかなか現状が皆さんわからないということで、こういった情報発信というのは非常に役に立つことだというふうに思います。

この情報発信の仕方なのですけれども、個人的には書籍にしてもよろしいのではないかと、いうぐらいの気持ちでおりますが、これはホームページで全ての章が公開されると、無料でどなたでも見ることができると考えてよろしいでしょうか。あと、英語版等々の発行などは、そういう機会を考えていらっしゃるか、そのあたりについて教えていただければと思います。

○佐々木廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長

ホームページには分割して全部載せますので、全てダウンロードできるという形になります。少し量が多いのですが、180ページぐらいのボリュームを予定しております。

英語版は、これを翻訳するというのはなかなか難しいので、国連防災世界会議の時にはこの5ページ目のような絵をパネルにして掲示したりとか、そういった形で概要を英語にするところはございますが、全編を訳していくということは今のところ考えておりません。

○由井委員　ここでは直接関係ないような気もしますが、昨年のこの審議会に出ておりませんので、経過がちょっとわからないのですけれども、県南部で震災に伴うというか、福島原発事故を受けて、放射性物質に汚染された廃棄物がたくさんあって、今処分に苦労しておられると思うのですけれども、福島県などで高レベルのそういったもの、立米当たり8,000万ベクレルですかね、それを別途中間貯蔵施設というのをつくって処理するようなシステムが動き出しているのですが、岩手県においてはたしか各市町村にそれを任せていると思うのです。多分放射性レベルが低いからだと思うのですけれども、それは本環境審議会には全く関係ないことなのか、あるいはもう一つアセス審査会がありますけれども、そういうほうでも全く本県とは関係ないことなのかどうかだけをお教えてください。

○大泉資源循環推進課総括課長

福島原発事故に伴う放射性物質で汚染され、県内で特に問題になっているのが農林業副産物であったり、あるいは道路側溝の汚泥だったりするわけでございます。それで、先ほど福

島の間貯蔵のお話が出ましたけれども、基本的に国はキログラム当たり10万ベクレル超の高濃度のものが福島県におきましては大量に発生しているということで、中間貯蔵施設を福島県の場合は設けるといふような考え方で今進められているわけでございます。本県の場合、10万ベクレルを超えるようなものというのはまず、ないとは言いませんけれども、恐らくほとんど量としてないのではないかと思います。現在県内部でも道路側溝汚泥に、一時局所的に高いというところがあったと聞いておりますけれども、恐らく今のレベルではキログラム当たり100から1,000のオーダーですので、既存の廃棄物処理施設を利用して着実に処理を進めるというのが国の方針でございますので、本県もそれに沿って市町村と協力をして処理を進めようとしているところでございます。

当審議会との関係ということでございますが、今ご説明したような状況から、廃棄物処理法、それから特別措置法、これに従って通常の廃棄物処理とほぼ同じように進めていくという考え方でございます。

○大塚会長 そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、こういった記録が間もなく情報発信されるということです。

それでは、その他の（3）がその他ということになっております。事務局から特にございませんか。

○工藤環境生活企画室企画課長

特にございません。

○大塚会長

それでは、委員の皆様からこの際何か発言等ございましたらお受けしたいと思います。

○中村委員

資料のナンバー6だったか、環境基本計画の件ですけれども、これは見直しは近々やられるのかというのが1つ。なぜかという、要するに進捗状況、先ほど来質問にも出ていたと思ったのですが、分母と分子の関係がちょっとそごしているところがあると見受けられたので、検証が必要ではないかと思います。というのは、今まで河川の生物調査は子供だけを対象にしている。今私がやっている自然生塾というのは60歳以上の人たちが参加者でやっていて、そういう中でもやっぱり関心は高い。そういう意味では、水質にかかわる生物をベースにした捉え方というのは子供も大人もなく広がっていいのではないかと思います。そういうところでどのぐらいの県民参加率があるかとかといった方がいいのではないかと思います。というのが1つ。

それと、河川改修に伴って多自然型川づくりとかという表現が出ていて、かなり河川改修工事が行われているが指標化はできないという結果表示になっています。これも私から言わせると意欲的に県の土木行政の中では取り組まれているし、その中で移さなければならないそういった魚や植物が出てくると、地域の子供たちを交えて行事を組んだりして取り組んでいる例も見聞きしています。

もう一つ、統計的な資料収集と、それによって結果公表という枠組みの中でやられているので、特にそのことについて注文はないのですけれども、せっきくの県行政です。国の行政ならともかく、県あるいは市町村に近いということを言うと、もっとある意味ではアナログ的な情報収集と、その整理によって、今の岩手県の進んでいる方向がどうだとかという捉え方がいいのではないかと思いましたが、見直しの機会に何かそういうことを議論してほしいということです。

#### ○工藤環境生活企画室企画課長

見直しでございますけれども、この計画が平成23年度から32年度まで10年間の計画ということで、来年ちょうど5年目ということで、この指標を見直すということにしておりますので、今お話のあった参加率ですとか河川の改修率、こういったものをそのまま持つていくのか、あるいはまた別の指標にかえるのかといった部分も含めて、平成27年度にこの審議会に提案させていただくことになると思います。その際に一番留意しなければならないというのは、毎年毎年検証していくものでございますので、正しい数字がきちっと得られるか、ある意味1, 2年でなかなか捉えられないような指標だったりしますと、毎年ローリングするのが非常に困難でございますので、正しい数字をおさえて、そのトレンドといいますか、傾向を見ていくというふうな指標を選定していくのがいいと思います。県民の参加率をどうやってとれるのかというあたりも含めて、指標のとり方や統計のとり方を工夫していきたいと考えております。

#### ○吉田基委員

資料6-2のところに、里地里山など身近な自然環境の整備・保全とふれあいの推進があり担当課がちょっと抜けているような感じなのですが、今ちょうど三陸の海が復興中ですので、ぜひここに里海という概念を入れていただきたいと思っております。海中の緑化といいますか、そういった自然豊かな、多様性豊かな海づくりをしていこうという概念を入れていただいて、豊かな三陸の海の復旧ということに関係課が協力をして進めてほしいという、これは要望です。よろしく申し上げます。

○工藤環境生活企画室企画課長

承知いたしました。

○大塚会長

ほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その他も終わりました、以上で議事等を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

## 6. 閉 会

○工藤環境生活企画室企画課長

以上をもちまして本日の審議会の全てを終了いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。